

## 会 長 選 挙 細 則

- 第1条 この細則は、光化学協会会則第13条第2号に基づき、次期会長選挙(以下「選挙」という)の方法の詳細を定めるものである。
- 第2条 選挙の管理は、選挙管理委員会が行う。  
選挙管理委員会は、選挙実施年に任期満了となる理事から会長が指名する2名によって構成する。
- 第3条 次期会長候補者の選出は、会則第13条第1号によって選出された22名の次期理事(以下「理事」という)をもって構成する次期会長候補者推薦委員会(以下「推薦会」という)において行う。
- 第4条 推薦会は、会長がこれを招集して座長となる。
- 第5条 推薦会は、2分の1以上の理事が出席し、かつ委任状を含め3分の2以上の理事が出席するときに成立するものとする。
- 第6条 次期会長候補者の推薦は、理事がつぎの手続きに従って行う投票によるものとし、投票はすべて無記名とする。
- 1 正会員を対象として2名以内の推薦投票を行い、得票者全員を次期会長候補者(以下「候補者」という)とする。ただし、投票対象の正会員の中から過去に会長の任にあった者および現任の会長を除く。  
この投票においては、各候補者の得票数を発表しないものとする。
  - 2 前号の候補者を対象として5名連記の投票を行い、上位5名の候補者を選出する。
  - 3 前号によって選出された5名の候補者を対象として3名連記の投票を行い、上位3名の候補者を選出する。
  - 4 候補者とならなかった2名については得票数に基づき次候補者、次々候補者とする。
  - 5 第2号及び第3号の投票においては、得票数に従い順位を発表し、選出数の下位に同点者があるため、選出すべき候補者ならびに次候補者、次々候補者を確定できないときは、同点者のみを対象として単記の投票を行い、これを確定する。この投票によってもなお同点者があって確定できないときは、年長者を上位とする。
  - 6 第2号及び第3号の投票において、所定数の連記がされていない投票および同一人を連記した投票は、その投票全部を無効とする。
  - 7 第3号によって選出された3名の候補者に対し、会長に選出された場合には受諾する意志の有無の意向聴取を行い、受諾の意志のある者を次期会長候補者とする。
  - 8 次期会長候補者が3名を欠く場合、第3号によって定められた次候補者、次々候補者を第7号の手順に基づき次期会長候補者に加え、次期会長候補者数が3名を越えないように欠員を埋める。
  - 9 次期会長候補者数が1名以下の場合、会長受諾の意志のない者を除いた正会員を対象に、再度第1号から8号の手順に従って推薦を行い、次期会長候補者数を2名ないしは3名とする。
  - 10 第5条7号によって選出された次期会長候補者について、その名前・現職・略歴等を総会、協会ホームページ、協会メーリングリスト等を介して広く告知する。なお、推薦会における得票数は公表しない。引き続き、協会の総会終了後1月程

度以内に正会員によるオンライン選挙を直接行い、最多得票の候補者を次期会長とする。得票同数のときは、年長者を次期会長とする。

第7条 この細則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 この細則による選挙に支障が生じたときの措置は、選挙管理委員会が決定する。

第9条 この細則は、理事会において変更することができ、変更後の最初の総会において承認するものとする。

#### 付 則

- 1 この細則は、1994年1月1日から施行し、1993年3月30日から適用する。
- 2 この細則の第6条、第9条は、2011年7月18日から適用する。
- 3 この細則は、2013年9月12日から適用する。
- 4 この細則は、2014年10月12日から適用する。
- 5 この細則は、2015年3月25日から適用する。
- 6 この細則は、2015年9月9日から適用する。
- 7 この細則は、2023年4月22日から適用する。